

申立の種類：審査請求

不服申立日：令和 2 年 10 月 26 日

諮詢問日：令和 3 年 2 月 17 日

答申日：令和 3 年 5 月 7 日

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、処分庁安来市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、令和2年7月30日付けで、安来市税に係る延滞金の減免に関する規則（平成21年安来市規則第37号。以下「市規則」という。）第3条第2項の規定により市税延滞金減免処分（安税第318号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分における減免の額が不当に低額である旨等を主張し、本件処分により決定された減免額の増額を求める審査請求をした事案である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分に係る市税が賦課された当時、生活が苦しかったため、納付しなければ差押えをするという趣旨のきつい催告がなければ支払いができなかつた。そのような催告があればここまで滞納しなかつた。
- (2) 本件処分に係る市税が賦課された当時、市から徴収猶予制度の説明がなかつた。徴収猶予制度の説明があれば利用していた。
- (3) 本件処分に係る市税について時効が成立しているのではないか。
- (4) 仮に時効が成立していないとしても、延滞金について、10万円程度に減額してほしい。

2 処分庁の主張

- (1) 税の納付は自主納付が原則であり、催告の強弱にかかわらず納付しなければならない。
- (2) 徴収猶予の説明をするかどうかは、各担当に裁量があり、各担当において判断する。

- (3) 本件処分に係る市税については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により5年の消滅時効の対象となるが、分割納付の納税誓約及び未納市税の一部納付によって民法（明治29年法律第89号）第152条の承認があつたため、時効が更新されている。
- (4) 本件処分は、本来減免の要件を充足しないところ、徴収猶予制度について案内していなかった可能性を考慮し、平成25年度に1年間の徴収猶予制度を適用したものとして計算した延滞金額を減免したものである。審査請求人にとって最大限有利になるように計算したものであり、これ以上減免することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 前提事実

- (1) 審査請求人は、本件処分に係る市税、すなわち平成20年度から平成28年度までの間に賦課された固定資産税（平成20年度第1期分から平成28年度第4期分までのうち、平成22年度第1期、平成24年度第1期及び同年度第2期を除くもの。）及び、平成27年度第1期分の市民税・県民税（以下これらを「本件市税」という。なお、県民税は県税であるが、法第41条により市が賦課徴収することとされているため、市税に含めて検討する。）について納期限までに納付しなかった。
- (2) 審査請求人は、平成20年度から平成25年度までの間、徴収猶予（法第15条に定める徴収猶予制度をいう。以下同じ。）の要件を満たす程度に生活が困窮していたが、処分庁は、審査請求人に対して徴収猶予の制度について案内しなかった。
- (3) 審査請求人は、平成26年度以降、給与収入が安定し、担税力を回復した。
- (4) 審査請求人は、令和元年5月20日付で平成28年度第4期分の固定資産税を納付した（資料4）ことにより本件市税を完納し、本件市税に係る延滞金（以下「本件延滞金」という。）が確定した。
- (5) 審査請求人は、令和2年7月21日付で、市規則第3条第1項の規定により市税延滞金減免申請を行った。
- (6) 処分庁は、令和2年7月30日付で、本件市税に係る延滞金25万

8600円のうち3万4200円を減ずる旨の本件処分を行った。

3 法令等の規定

(1) 延滞金の減免制度

市民税・県民税について、市長は、納税者が納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免することができ（市民税について法第326条第4項。県民税について法第45条）、固定資産税についても同様の規定がある（法第369条第2項）。これを受け、安来市では、市規則第2条各号に減免の要件を規定している。各号に定める要件は次のとおりである。

- ① 納税義務者が災害により一時的に納税等の資力を失ったとき。
- ② 紳税義務者が貧困により生活のための公私の扶助を受けているとき。
- ③ 纳税義務者が死亡し、又は法令により身柄を拘束された場合において納付することができない事情があると認められるとき。
- ④ 纳税義務者が本人又はその者と生活を一にする者の病気により多額の出費によって、生活困窮状態であるとき。
- ⑤ 纳税義務者が破産宣告したとき。
- ⑥ 纳税義務者が事業を廃止し、休止し、又は著しい損失を受けたとき。
- ⑦ 纳税義務者が解雇されたことにより、生活困窮状態であるとき。
- ⑧ その他特別な事情により、延滞金を徴収することが困難であると市長が認めるとき。

(2) 徴収猶予制度

市長は、納税者が法定の要件に該当する場合は、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限って市税の徴収を猶予することができる（法第15条第1項）。徴収の猶予をした場合、市長は、猶予をした市税に係る延滞金につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる（法第15条の9第2項）。また、徴収の猶予をした場合に、その期間内に猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、当初の猶予期間と合わせて2年を超えない範囲で猶予の期間を延長することができる（同条第4項）。なお、同制度について納税者に説明すべき旨を定める法令上の規定はない。

4 審理員の判断

(1) 督促の程度について

法は、市民税について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市の徴税吏員は、当該市民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨規定しており（法第331条第1項）、県民税及び固定資産税についても同様である（法第48条第1項、法第373条第1項）。したがって、滞納者が法定の期間内に市税を完納しない場合は、法律上当然に差押えが予定されているため、処分庁が殊更に差押えを行うことを示して催告を行う必要はない。また、口頭で差押えを行うことを示した催告をしていないとしても、催告書には「下記期日までに納付または連絡いただけない場合は、（中略）滞納処分を行わなければなりません」と明記されている（資料5）のであるから、書面上は差押えを行うことを示した催告を行っているものと認められる。

よって、差押えを行うことを示す催告がなかったために延滞金の額が高額となったとする審査請求人の主張を採用することはできない。

（2）徴収猶予制度の説明について

徴収猶予制度は、納税者の申請に基づき、1年以内の期間に限って市税の徴収を猶予する制度である。徴収猶予制度を適用することにより、結果として当該猶予期間の延滞金の一部ないし全部の免除を受けることができる制度ではあるが、延滞金の減免制度とは別個独立の制度であり相互に影響するものではないから、徴収猶予制度の説明がなかったことによって本件処分が違法ないし不当な処分となることはない。

なお、審査請求人が平成20年度から平成25年度までの間、徴収猶予制度適用の要件を充足していたにもかかわらず、処分庁が同制度の説明を行わなかつたことは、法的知識を十分に有しない住民に対する行政の対応として不親切であったことは否定できない。しかし、前述のとおり徴収猶予制度と延滞金の減免制度は別個独立の制度であるから、徴収猶予制度の説明を怠ったことにより損害を被ったことを主張するのであれば、本件処分に対する審査請求ではなく、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条に基づく損害賠償請求によるべきものである。

よって、処分庁が徴収猶予制度の説明をしなかつたことは、本件処分の違法性ないし不当性の根拠となるものではない。

（3）本件延滞金に係る消滅時効の成否

地方税（延滞金を含む。）の徴収権は、法第18条第1項の規定により

5年の消滅時効にかかるところ、本件延滞金のうち、平成20年度第1期から平成24年度第3期まで（平成22年度第1期、平成24年度第1期及び同年度第2期を除く。）の固定資産税に係る延滞金については、平成29年7月7日付けの分納誓約書（資料6－1）により民法第152条第1項の承認があったと認められ、同誓約書に添付された分割納付計画書の指定日欄に記載された日からそれぞれ新たに5年の消滅時効が進行する。いずれについても、平成31年1月31日以降の日が指定日とされていることから、これらの延滞金について消滅時効は完成していない。

また、その余の平成24年度第4期から平成28年度第4期までの固定資産税及び平成27年度第1期の市民税・県民税については、いずれも平成29年12月1日以降に本税が納付されたことが確認できる（資料4）。これにより、当該各本税について民法第152条第1項の承認があったものと認められ、当該各本税に係る延滞金についても、法第18条の2第5項により時効が更新されたものと認められる。したがって、平成24年度第4期から平成28年度第4期までの固定資産税及び平成27年度第1期の市民税・県民税に係る延滞金についても消滅時効は完成していない。

以上のとおりであるから、本件延滞金が時効により消滅したとの審査請求人の主張は採用できない。

(4) 減免金額について

本件処分は、審査請求人が令和2年7月21日付けで行った、市規則第3条第1項に基づく市税延滞金減免申請に対して行われたものである。審査請求人は、平成26年度以降、担税力を回復していたのであるから、申請時点において市規則第2条各号の要件を満たさない。

したがって、本件処分は、本来であれば減免すべき金額はないものとして不承認の決定をすべきところ、審査請求人の利益になるよう減免を行ったものであるから、審査請求の趣旨との関係においては違法ないし不当な処分に当たらないと解される。

なお、審査請求人は、延滞金を10万円程度まで減免すべき旨主張するが、法的根拠を欠く主張であり、採用できない。

第4 審査会の判断

1 審理員による審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

- (1) 令和3年2月17日 審査庁が審査会に諮問
- (2) 同 2月17日 第1回調査審議
- (3) 同 3月 9日 第2回調査審議

3 理由

(1) 本件市税及び本件延滞金の時効消滅の有無

ア 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（地方税〔延滞金を含む。〕の徴収権）は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する（法第18条第1項）。但し、法第18条の2に規定する中断事由が存在する場合や、民法の規定する中断事由が存在する場合には、時効は中断する（法第18条第3項、平成29年法律第44号による改正前の民法第147条）。

また、税目又は年度が多岐にわたる地方税を滞納している者が、そのうちの一部の税目又は年度の地方税のみを納付した場合、当該納付は、当然には他の滞納地方税の承認にあたるということはできないが、その納付が、その者の納付すべき滞納地方税の一部の納付であり、なお納付すべき滞納地方税の残額があることを承知している場合には、当該一部納付にかかる地方団体の滞納地方税全部について承認があったものと認めるのが相当である。

さらに、地方税の滞納者が作成する「納税誓約書」は、当該納税誓約書に記載された税目又は年度に係る地方税について、その作成時点で明確に支払義務を承認し、分納を約するとともに、今後の税金についても納期限の納付を約するものであるから、その作成の趣旨及び体裁に照らせば、納税誓約書の作成自体が当該滞納地方税の承認にあたることはもちろん、それ以後に当該納税誓約書に記載のない税目又は年度の地方税の一部のみを納付した場合であっても、当該納付が納税誓約書作成時点から著しく長期間が経過してされたとか、当該納付の際に納付者が納税誓約書に記載のある滞納税について明確に支払拒絶の意思を表示したなどの特段の事情のない限り、当該納税誓約書に記載された地方税の存在を承知した上で、滞納地方税全体の一部を納付したものと認めるのが相当であるから、当該納税誓約書に記載のある滞納地方税の承認にもあたるものと解するべきである。

イ これを本件についてみると、審査請求人が、平成24年1月26日、平成29年7月7日及び平成30年5月24日の3回、納税誓約書を

作成し、これを処分庁に交付したことについて争いはなく、そうだとすると、本件市税のうち法定納期限が最も古いもの（平成20年度第1期固定資産税）についても、5年を経過する前の時点（平成24年1月26日）で納税誓約書が処分庁に交付されていることは明らかである。

また、審査請求人は、少なくとも平成20年から本件市税を完納した令和元年5月20日までの間、断続的に、本件市税の一部又はこれに含まれないその他の市税等を納付している（平成20年度は7回、平成21年度は5回、平成22年度は1回、平成23年度は3回、平成24年度は3回、平成25年度は4回、平成26年度は3回、平成27年度は4回、平成28年度は8回、平成29年度は7回、平成30年度は13回、平成31年度は6回〔令和元年5月20日までに収納された分に限る。〕が、それぞれ納付されている（資料3、4）。但し、同日に納付された金員が異なる税目又は年度の市税等に充当されている場合は、合わせて1回としている。）。

これらの事情に照らせば、審査請求人が、納税誓約書の交付時及び本件市税その他の市税等の納付時に、なお納付すべき滞納地方税の残額があることを認識していたことは明らかである。

そうである以上、本件市税については、いずれも消滅時効が完成する前に納税誓約書の交付又は本件市税等の納付により承認がなされ、時効が中断していると解するのが相当であり、本件市税に係る本件延滞金についても、同様に時効消滅していないと解するのが相当である。

ウ したがって、本件市税及び本件延滞金について消滅時効が成立している旨の審査請求人の主張は理由がない。

（2）本件処分における減免額の不当性の有無

ア 納税者は、市民税、県民税及び固定資産税を納期限後に納付する場合、法定の延滞金を加算して納付しなければならない（法第326条第1項、法第45条、法第369条第1項）。但し、市長は、納税者が法定の納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金の額を減免することができる（法第326条第4項、法第41条、法第369条第2項）。

これらの規定を受けて、安来市では、市規則第2条各号において延滞金減免の要件を定めており、同条（1）乃至（7）に列挙された事由が存在する場合のほか、（8）「その他特別な事情により、延滞金を徴収することが困難であると市長が認めるとき」にも、延滞金の減免を認めることとしている。

イ これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が平成26年度以降は担税力を回復していたと認められる以上、原則として市規則の定める延滞金減免の要件を満たさないと解する一方で、審査請求人が平成20年度から平成25年度までの間、徴収猶予制度の適用要件を充足していたにもかかわらず、同制度について案内していなかった可能性があることを踏まえ、これを市規則第2条(8)に規定する「特別の事情」として、本件延滞金から審査請求人にとって最も有利になる計算方法、すなわち、平成25年度に1年間の徴収猶予制度を適用したと仮定して計算する方法により算出した額(3万4200円)を減免する旨を決定(本件処分)したものである。

また、納税者に対する徴収猶予制度の教示を義務付ける法令上の根拠はない上、審査請求人に対する徴収猶予制度の案内の欠如は、市規則第2条(1)乃至(7)に列挙された事由に比肩するような「特別の事情」に直ちに該当するものと評価することはできない。

そうすると、処分庁が審査請求人にとって最大限有利になる方法を検討し、平成25年度に1年間の徴収猶予制度を適用した場合と同様の結果となるように本件減免額を算定したことをもって、本件処分が違法又は不当な処分であるということはできない。

ウ したがって、本件延滞金の減免額が不当に低額であるとの審査請求人の主張は理由がない。

(3) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件市税が賦課された当時、納付しなければ差押えをするという趣旨の催告があればここまで滞納しなかった旨や、処分庁から徴収猶予制度の説明があれば利用していた旨を主張する。

しかしながら、上記の各主張は、いずれも本件処分の違法性又は不当性を基礎付ける事情とはいえない上、租税の納付は自主納付が原則であり、徴収猶予制度の説明を納税者に義務付ける法令上の根拠もない。したがって、上記の審査請求人の各主張は理由がない。

第5 結論

以上に検討したとおり、本件審査請求には理由がないから棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

以上